



Title	空間デザインの保護 : 建築物の意匠と内装の意匠に関する若干の検討
Author(s)	青木, 大也
Citation	日本工業所有権法学会年報. 2020, 43, p. 83-98
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/81463
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

空間デザインの保護——建築物の意匠と 内装の意匠に関する若干の検討

青 木 大 也

I はじめに

令和元年意匠法改正（以下、「本改正」と呼ぶ）により、新たに建築物の意匠（2条1項）と、内装の意匠（8条の2）が、意匠法による保護対象として追加されることとなった。本稿は、空間デザインの保護の保護を目的としたこれら2つの種類の意匠について、その立法過程を振り返りつつ、今後の運用にあたって留意すべき理論的・実務的ポイントについて若干の検討を加えるものである¹⁾²⁾。

II 従前の状況

はじめに、本改正において導入された、建築物の意匠と内装の意匠という整理に則ったうえで、空間デザインの保護に関する、我が国意匠法における従前の理解、及び、後に本改正の趣旨にも登場する、米国意匠特許制度と欧州共同体意匠制度における理解を確認する。

（1）我が国意匠法における理解

我が国意匠法における空間デザインの取扱いについて、建築物の意匠と内装の意匠に分けて確認する³⁾。

建築物の意匠については、（組立家屋等は別として）旧2条1項にいう「物品」に不動産が含まれるかという形で問題となる。学説上は「物品」に含めることが可能であるとする立場も指摘されていたものの⁴⁾、運用上は動産に限られるとして、不動産の保護を認めない見解が多数であった⁵⁾。

また、内装の意匠については、壁面や床面に関しては建築物の意匠と同様の問題があり、また什器等についても、内装を構成する組み合わせが多数あり得ることから、従前の組物の意匠（8条）による保護は困難であった。加えて、仮に組物の意匠を拡充したところで、組物の意匠は位置関係等を考慮しない制度であるため、その什器等の位置関係も保護するとすれば、組物の意匠による保護自体が適切とも考えられない状態であった。

（2）米国意匠特許制度における理解

この点、米国意匠特許制度においては、建築物の意匠及び内装の意匠ともに、保護対象とされているようである。

建築物については、米国特許法 171 条（a）に規定されている design for “an article of manufacture” の要件充足性について議論があったものの、同文言は広く解釈されると指摘されている⁶⁾。裁判例においても、例えば *In re Hadden*⁷⁾ は、上記文言との関係で「大きさや移動が困難であることは決定的ではない」と判示し、grandstand（出願人側の言うところの “Modern Athletic Stadia”）について、意匠登録を拒絶した原決定を取り消している。以上からすると、建築物の意匠は保護対象として登録可能なものと扱われているようである⁸⁾。

一方、内装の意匠については、従前明確な議論があったわけではないようであるが、登録例を見る限り、保護対象とされているようである⁹⁾。

（3）欧州共同体意匠制度における理解

また、欧州共同体意匠制度においても、建築物の意匠及び内装の意匠ともに、保護対象とされているようである。

この点、欧州共同体意匠制度の起草段階では、（一部の）建築物（そして内容からすると内装も含めるものと思われるが）を保護対象としないことが示唆されていた¹⁰⁾。しかし、成立した欧州共同体意匠規則は、その保護対象である design について、“the appearance of the whole or a part of a product…” と定め（3条（a））、またそこで言う “product” について、“any industrial or handicraft item” と定めているが（同条（b））、“product” は非常に広い意味で理解されているようであり¹¹⁾、その運用において、建築物の意匠や内装の意匠が排

除されてはいないようである¹²⁾¹³⁾。学説上も、欧州共同体意匠規則前文 15 において、共同体意匠が可能な限り全産業領域のニーズに応えるべきとされていることや、欧州共同体意匠規則において（建築物等を含み得る）ロカルノ分類が言及されていることを根拠に、保護を肯定するものがある¹⁴⁾。

Ⅲ 改正に至る経緯

次に、上記従前の状況を前提に、本改正の経緯を簡単に振り返りたい。

1 「『デザイン経営』宣言」

本改正の発端は、「産業競争力とデザインを考える研究会」の報告書である「『デザイン経営』宣言」（平成 30 年 5 月）、及びその別紙「産業競争力の強化に資する今後の意匠制度の在り方」である。もっとも、この段階では、UX やブランド形成に資する空間デザインについて、一部の空間デザインを適切に保護できるようにするという指摘がされるに留まり、どのような制度的手当てを行うかは明らかにされていなかった。

2 「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」

これを承けた産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会においては、この点を建築物の意匠と内装の意匠の 2 つに分けて検討することとし¹⁵⁾、本改正の直接の基礎となる報告書である「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」（平成 31 年 2 月）が公表された（以下、「報告書」と呼ぶ）。

「報告書」は、「昨年、モノのデザインのみならず、コト（経験）のデザインを重視する観点から、店舗デザインに投資して独創的な意匠を凝らし、ブランド価値を創出して製品・サービス等の付加価値や競争力を高める事例が見られるようになっている。建築物についても、ブランド価値の創出の観点からデザインの重要性が高まっている」こと、また「近年、オフィス家具・関連機器を扱う企業が、自社の製品を用いつつ特徴的なオフィスデザインを設計し、顧客に提供する事例が生じている」ことを指摘し、一方で、著作権法や不正競争防

II シンポジウム

止法による保護の限界¹⁶⁾、諸外国における保護可能性についても触れたうえで、建築物の意匠、内装の意匠ともに、保護の対象に加えることを提案した¹⁷⁾。

上記「報告書」に基づき、改正法案の起草がなされ、最終的に、特許法等の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第3号）が成立した。そして、令和元年11月7日政令第145号により、一部を除く改正法の施行日は令和2年（2020年）4月1日とされた。直近の2019年11月20日に開催された第18回意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループでは、本改正に対応した改訂意匠審査基準案について議論されており¹⁸⁾、その後修正を経て最終的にまとめられた「第15回～第18回意匠審査基準ワーキンググループで審議を行った改訂意匠審査基準（案）」（以下、「改訂意匠審査基準（案）」と呼ぶ）等につき、現在パブリックコメント手続が進められている¹⁹⁾。

IV 建築物の意匠について

以下では、空間デザインに関する本改正の対応について、その経緯に則り、建築物の意匠と内装の意匠に分けて、その内容を確認し、また若干の検討を加えることとしたい。

1 本改正の内容

建築物の意匠については、2条1項において、従来の物品の意匠とは別に、「建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等」であって視覚を通じて美感を起こさせるもの、という文言で追加的に導入された²⁰⁾。またその実施行為については、建築物の内容に合わせて2条2項2号に規定された。加えて、出願時には、従来の意匠に係る物品に相当するものとして、当該意匠に係る建築物の用途を記載することが求められる（6条1項3号）。そのほか建築物の意匠に関連して、不登録事由に関する5条3号、間接侵害に関する38条4号・5号・6号等が改正・追加された。

2 保護対象である建築物の意匠について

意匠法は、「建築物」について、定義を規定していない²¹⁾。その内容については、意匠法の法目的との関係で定められるべきと解されるところ、人間が立ち入るか否か、屋根があるか否かといった区別は、あまり意味を持たないように考えられることから、建築物の用途によって区別する必要はなく、基本的には広く人為的な土地定着物一般を含むように解すればよいように思われる²²⁾。なお、建築物に付随する各種施設や、ビル群、都市デザインといったものについては、一意匠と評価されるかという問題が別途検討される必要がある²³⁾。

3 建築物の意匠の類似について

建築物の意匠の類似については、先に触れたように、もともと物品に建築物を含め得るとの考えもあったほどであり、物品の意匠における議論が概ね参考になると思われる²⁴⁾。そして、物品の意匠の類似については、改正前において、意匠が類似するためには、まずその意匠に係る物品の類似が要求されており²⁵⁾、また意匠の類似の判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行われるとされていることからすると（24条2項参照）、建築物の意匠についても、これらの点について確認をする必要がある。

（1）用途・機能の共通性について

既にみた通り、物品の意匠に係る議論がおおむね妥当すると考えられることから、建築物の意匠についても、物品の意匠と同様に、意匠の類似の前提として、いわば建築物の類似が要求されるものと解される。したがって、例えば建築物の意匠と同じ形状等のミニチュアモデルについては、当該建築物の意匠と類似しないと説明されることになろう。

この判断に際し、物品の意匠にあっては、物品の用途及び機能の共通性を基準とすることが一般的であった²⁶⁾。建築物の意匠については、既にみたように建築物の用途の記載が求められていることから（6条1項3号）、当該用途の記載から導かれる用途及び機能を中心に、その共通性が判断されることになろう²⁷⁾。もっとも、基本的に（意匠創作者・出願人、需要者に共通する）特定の用途

が想定される物品の意匠の場合と比較して、建築物の意匠の場合、(あまり類繁にみられるというわけでもないであろうが)同様の形状等であっても様々な用途に用いることが可能と考えられるうえ、需要者における転用等も相当程度想定されよう。これを前提に、しかし願書における当該建築物の用途の記載を重視して、新規性判断や権利範囲の判断における類似性を狭く解釈することも考えられるが、上記実態に鑑み、建築物の用途・機能の共通性に関しては、(何か特殊な建築物の用途・機能と関連する意匠でもない限りは)広めに捉えておく方が、座りがよいように思われる²⁸⁾。

(2) 需要者について

物品の意匠の類似と同様の理解、及び24条2項の条文からすれば、建築物の意匠の類似に関する判断においても、需要者を基準とした判断がなされることになる。物品の意匠の場合、需要者の設定に係るルールは必ずしもはっきりしたものはないように思われるが、例えば物品の購入者²⁹⁾や、物品の使用³⁰⁾が想定されているように思われる。

もっとも、建築物の意匠にあつては、物品の意匠と比較して、需要者になり得る者が多く想定されるように思われる。典型的には当該建築物の注文者になると思われるが、それ以外にも、当該建築物に関与する不動産業者、管理業者、当該建築物を賃借するテナント等、様々な需要者を想定することができるように思われる。加えて、本改正の議論を遡ってみれば、店舗デザイン等で問題となる利用客の扱いについても、問題になろう³¹⁾。この点、「改訂意匠審査基準(案)」第Ⅳ部第2章6.2.1では、「例えば、戸建て住宅であれば、一般に、当該住宅の施主となり、かつ使用者となる者が需要者と考えられる。また、大規模な商業用建築物であれば、一般に、当該商業用建築物の所有者となる施主が需要者と考えられる」として、基本的には注文者を基準とするようであるが、「ただし、商業用建築物の所有者は、通常、各テナントとその利用客の利便性や、着目する箇所等も考慮すると考えられるから、需要者の視点には、当該利用客等の視点が含まれる」として、実際上は利用客も含めた様々な関係者の視点を加味した検討を行う余地を残している。

V 内装の意匠について

1 本改正の内容

内装の意匠については、8条の2として、「店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる」との規定が設けられた。条文の位置からも明らかなとおり、組物の意匠とともに、一意匠一出願の原則（7条³²⁾の例外として設けられたものである³³⁾。ここでは特に内装を構成する物品等に関する制限はなく³⁴⁾、またその対象が当初の議論の対象となっていた店舗に限定されるものでもない³⁵⁾。加えて、立法時の議論からすると、内装を構成する物品等だけでなく、その位置関係についても、意匠の内容となることが想定されていよう³⁶⁾。また、部分意匠の登録も可能である³⁷⁾。

2 「統一的な美感」について

内装の意匠として保護を受けるためには、「内装全体として統一的な美感を起こさせる」必要がある。この点については、既に学説においても、実際上の運用の困難性や、保護するべきでない意匠は新規性要件、創作非容易性要件による対応に任せるべきとして、緩やかに解すべきとする見解³⁸⁾と、権利侵害のリスクを低減する観点から、「統一性」に注目し、同要件を厳格に運用すべきとする見解³⁹⁾⁴⁰⁾が示されている。

理屈の上では、一意匠、特に（ある程度の粒度を前提とした）一物品が一つの意匠として審査に付され、権利が付与されるとする理解と、その例外としての（ある程度の粒度を前提とした複数物品を含む）組物の意匠が既に存在すると考えるならば、内装の意匠だけを全くの例外と捉えるよりも⁴¹⁾⁴²⁾、組物の意匠同様に、一意匠の軀を逃れるための特別な要件を課すのが素直であるように思われるが⁴³⁾、一方でそれが組物の意匠において要求されるものと同様であるべきかという点については、また別論であろう。なお、「改訂意匠審査基準

II シンボジウム

(案)」第Ⅳ部第4章6.1.1.3においては、例示として「内装の意匠全体が一つの意匠としての統一的な創作思想に基づき創作されており、全体の形状等が視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるもの」も含むとされ、また登録を認めないものとして、「内装の意匠全体としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの」が挙げられる等、文言上は緩やかな解釈が志向されているように見受けられるが、一方で内装全体として統一的な美感を起こさせるものの例として掲げられているものは、いずれもおそらく厳格に捉える立場からも問題視されないと推察され、今後の運用により、どちらにも傾き得るものと解される。

3 内装の意匠の類似について

内装の意匠の類似については、建築物の意匠の類似において触れたことと同様の問題点が指摘できよう。すなわち、内装の意匠にあってもその用途及び機能の共通性が要求されるであろうこと⁴⁴⁾、及び、その需要者の認定が問題となるであろうこと⁴⁵⁾である。

加えて、内装の意匠の場合、組物の意匠の場合と異なり、内装を構成する物品等が固定されていないことから、これらに差があったとしても、(意匠の評価に影響しない限り)意匠の類似が認められる余地があると考えられる点にも留意する必要がある⁴⁶⁾。

VI 全体的検討

以上の通り、本改正の内容の確認及びそれに関する検討を行ってきたが、以下では、空間デザインに関する本改正について、全体的な検討を行いたい。

1 欧米法との対比について

IIで触れたように、建築物の意匠及び内装の意匠については、米国特許意匠制度及び欧州共同体意匠制度のもとでは保護対象とされているのに対して、我が国意匠法では従前保護対象とされていなかったと評価することができ、この

結果を比較すれば、Ⅲで触れた通り、我が国意匠法においても保護対象を拡充し、欧米法に合わせるべきとする立法趣旨も一定程度理解できる。

もっとも、Ⅱで触れたように、我が国意匠法において、建築物の意匠及び内装の意匠を保護してこなかった趣旨は、必ずしも米国特許意匠制度及び欧州共同体意匠制度においてみられたような議論と通ずるものではないと考えられる点には、留意する必要があるだろう。まず、建築物の意匠については、米国特許意匠制度においては、“an article of manufacture”の要件充足性が、また欧州共同体意匠制度においては、著作権法との関係が問題視されたもので、我が国において問題視された動産か否かという点そのものが問題となっていたわけではない。本改正によっても、あくまで結果として、保護対象が揃ったに過ぎない⁴⁷⁾のであって、場合によっては、欧米法で問題となっていた事項が我が国において改めて検討されるべきこともあろう⁴⁸⁾。また、内装の意匠については、必ずしも明らかではないものの、米国特許意匠制度、欧州共同体意匠制度のいずれにおいても、その article/product として get-up や interior 等を記載して意匠登録を受けていた⁴⁹⁾。一方、我が国意匠法においては、物品の概念についてあくまで一定の粒度のものであることを前提にしていると考えられ、そのために、内装の意匠という特殊な取扱いを規定せざるを得なかったように考えられる。建築物の意匠と同様に、結果として保護対象が揃ったと言えるとしても、この点は、むしろ我が国意匠法における物品概念が、何故ここまで柔軟性のない取扱いとなっているのかについて、改めて検証する契機となるように思われる。

加えて言うまでもないが、保護対象は概ね揃ったとしても、その登録要件や権利範囲などについては、差異が存在している。例えば、建築物の意匠については、既に述べたように、我が国意匠法における物品の類似の原則が及ぶと考えられるため、そのような要件の課されていない欧米法との違いが生じ得よう⁵⁰⁾。

2 そのほかの空間デザインの保護について

本改正はあくまで建築物の意匠と内装の意匠を追加したに留まり、すべての空間デザインをカバーするものではないことについても、留意する必要があるだろう。例えば「改訂意匠審査基準（案）」では、スキーゲレンデやゴルフコース等については、意匠登録の対象とされていない⁵¹⁾。また、一意匠一出願の原則からして、複数の建築物の意匠を全体として保護することも、原則として困難である⁵²⁾。なお、建築物の意匠については、物品の意匠、画像の意匠との組み合わせも含む、組物の意匠の登録も新たに認められた（8条参照）⁵³⁾。これにより、組物の意匠の要件を満たす建築物の意匠については、保護の余地があるだろう。もっとも、組物の意匠は、その権利範囲の狭さ等により、従来からあまり活用されていない状況であり、本改正による組物の意匠に係る部分意匠の解禁や、多機能品型間接侵害の導入を考慮しても、組物の意匠の拡充がどの程度有益かは明らかではない。

3 他法との関係について

既に触れたように、本改正による建築物の意匠や内装の意匠の追加は、主に著作権法や不正競争防止法による保護が不十分であるとみたことが趣旨の一つとなっていた。もっとも、本改正により、他法による保護乃至不保護とのバッティングが発生し得ることとなり、例えば著作権法においては、いわゆる応用美術において問題となったような議論が、建築の著作物等との関係で起こり得るのかといった形で表れよう⁵⁴⁾。また、本改正の趣旨に鑑みると、不正競争防止法における商品等表示規制との関係では、周知性・著名性獲得を検討する場面において、意匠権等による独占がどのように評価されるか（どうすれば保護に資する活用ができるのか）という点についても、顧みる必要があるように思われる⁵⁵⁾。加えて、新たに保護対象となった建築物や内装に関する、意匠法における不保護の判断が、関連する不法行為の成立にどのような影響を与えるかも、注意する必要があるだろう⁵⁶⁾。

Ⅶ おわりに

以上の通り、簡単にはあるが、本改正における空間デザインの保護、特に新たに規定が設けられた建築物の意匠と内装の意匠について検討を加えてきた。もっとも本稿は、あくまで空間デザインの保護にあたって、理論的に特に問題となりそうな点について取り上げたものである。これに加えて、例えば建築物の建築等について様々な主体が関わる場合の実施主体の認定や、建築物や内装と一体化した部品等に関する利用関係（26条参照）の成否、権利行使があった場合の影響の大きさ⁵⁷⁾等、従来の議論の延長線上のものと整理できそうではあるものの、複雑な検討を要する問題もあると考えられ、これらについても別途取り組む必要があるだろう。更に、実際上の問題として、新しい保護対象の導入となるため、公知意匠の収集や、関連業界への周知といった点にも留意する必要があるだろう⁵⁸⁾。

また、本稿は、本改正について、空間デザインの保護に限って検討を加えたものであるが、本改正では保護対象の拡充以外にも、既存の制度に様々な変更が加えられた。意匠法の在り様をめぐっては、既に様々な議論されているところであるが⁵⁹⁾、空間デザインに関する本改正の評価も含め、意匠法の目的やその仕組みについて、引き続き議論を深める必要があるものと思われる。

※ 本研究は JSPS 科研費 19H01437 の助成を受けたものである。

- 1) 本改正に関する解説として、例えば、大須賀滋「意匠法の改正」知財ふりずむ 17 巻 201 号（2019 年）23 頁、林美和「保護対象を大幅拡充（〔特集〕2019 年通常国会改正法の影響度）」ビジネスロージャーナル 2019 年 9 月号（2019 年）20 頁、青木博通「登録対象・関連意匠制度の拡充等——改正意匠法・意匠審査基準の概要」ビジネス法務 2019 年 9 月号（2019 年）84 頁、田村善之「画像デザインと空間デザインが意匠登録の対象となることの影響」ビジネスロージャーナル 2019 年 10 月号（2019 年）18 頁、麻生典「意匠法改正——デザイン保護の拡大」法学教室 469 号（2019 年）65 頁、松本健男「令和元年特許法等改正の概要——意匠法の改正を中心に」コピライト 702 号（2019 年）27 頁、川上敏寛「令和元年特許法等改正法の概要（下）」

II シンポジウム

- NBL1156 号 (2019 年) 47 頁、青木大也「意匠法改正——画像デザイン・空間デザインの保護拡充ほか」高林龍 = 三村量一 = 上野達弘編『年報知的財産法 2019-2020』(日本評論社, 2019 年) 1 頁などがある。また、空間デザインに関して、特集「空間デザインの法的保護」高林龍 = 三村量一 = 上野達弘編『年報知的財産法 2019-2020』(日本評論社, 2019 年) 34 頁がある。
- 2) なお筆者は本改正に関連するものとして、本稿(2019 年度日本工業所有権法学会研究会におけるシンポジウムでの報告をベースにしたもの)及び青木大也・前掲注 1)、より実務的な観点からの内容とした青木大也「意匠法改正——保護対象の拡大と関連意匠制度の拡充を中心に」ジュリスト 1541 号 (2020 年) 39 頁のほか、知的財産法政策学研究 55 号 (2020 年 3 月予定) 以降、意匠審査基準ワーキンググループでの議論等を踏まえたより詳細な連載論文を、公表する予定である。
- 3) なお、以下については、後掲「報告書」5 頁も参照。
- 4) 渋谷達紀『知的財産法講義Ⅱ (第 2 版)』(有斐閣, 2007 年) 551 頁、田村善之『知的財産法 (第 5 版)』(有斐閣, 2010) 363 頁を参照。
- 5) 例えば、特許庁編『工業所有権法 (産業財産権法) 逐条解説 (第 20 版)』(発明推進協会, 2017 年) 1154 頁等参照。裁判例においても、建築の著作物該当性を検討する文脈においては、あるが、大阪高判平成 16 年 9 月 29 日平成 15 年 (ネ) 3575 号 [グルニエ・ダイン] 参照。
- 6) Chisum on Patents § 23.03 [2].
- 7) *In re Hadden*, 20 F.2d 275 (D.C. Cir. 1927).
- 8) 登録例として、D712067S (Building) 等。
- 9) 登録例として、D638139S (Store interior with a storefront) 等。
- 10) Green Paper on the Legal Protection of Industrial Design (1991) 5.4.14.1 では、意匠の定義における“product”の概念に含まれるものに関連して、“interior design”や“landscape architecture”等については、著作権法によって保護されるべきものであると指摘されている。この点を以って、起草段階では building や structure が“product”に当たらないものとされていたと指摘するものとして、Martin Howe et al., *RUSSEL-CLARKE & HOWE ON INDUSTRIAL DESIGNS* (9th ed., Sweet & Maxwell, 2016) [2-031]. もっとも、同書も指摘する通り、Green Paper 5.4.14.2 においては、テーブルや冷蔵庫等により構成されるキッチンについては、保護対象とするべきであると指摘されており、グレーゾーンのあることは示唆されていた。
- 11) See Gordian N. Hasselblatt ed., *CUMMUNITY DESIGN REGULATION——A COMMENTARY* (C. H. Beck, 2015), 44-45 [Hasselblatt].
- 12) 建築物に関する登録例として、000898416-0001 (Modular elements (architecture)), 000027826-0001 (Tents) 等。
- 13) 内装に関する登録例として、0001940107-0001 (Get-up [arrangement of the interior of a room], Camper vans (part of -)), 000521760-0001 (Get-up) 等。

- 14) David Stone, EUROPEAN UNION DESIGN LAW — A PRACTITIONER'S GUIDE (2nd ed. OUP, 2016) [4.73] – [4.80] 参照。なお、Guidelines for Examination of Registered Community Designs 4.1.1 では、“Blueprints, plans for houses or other architectural plans and interior or landscape designs (e.g. gardens)”について、ロカルノ分類 19-08 における “printed matters” としてのみ意匠登録を受け付けるとしている。もっとも、欧州共同体意匠制度においては、製品の記載は権利範囲に影響を与えないとされており（36 条（6））、同書 [4.77] は、上記の運用は実際上の影響がないとしている。
- 15) 第 6 回意匠制度小委員会配布資料「意匠制度の見直しの検討課題について」（2018 年 8 月）27 頁参照。
- 16) この点に関しては、前掲注 5) [グルニエ・ダイン]、東京地判平成 26 年 10 月 17 日平成 25 年（ワ）22468 号 [ログハウス調木造住宅]、大阪高判平成 19 年 12 月 4 日平成 19 年（ネ）2261 号 [めしや食堂]、東京地決平成 28 年 12 月 19 日平成 27 年（ヨ）22042 号 [コメダ珈琲] 等を参照。
- 17) 「報告書」5 頁参照。
- 18) 第 18 回意匠審査基準ワーキンググループ（2019 年 11 月）の各配布資料を参照（https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_wg/18-shiryuu.html（2019/12/29））。
- 19) <https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/191211-isho.html>（2019/12/29）参照。ただし、ここでの内容はパブリックコメント手続を経て更に修正される可能性があることに留意されたい。
- 20) 前掲注 4) に掲げた考え方からすれば、本来は「物品」の解釈として建築物を含めれば足り、改正の必要はなかったことになるが、本改正では明示的に建築物の意匠を保護対象として追加することとした。
- 21) この点については、意匠審査基準ワーキンググループにおいて、主に建築基準法上の「建築物」（建築基準法 2 条 1 号）との関係が議論された。
- 22) 青木大也・前掲注 1) 6 頁。「改訂意匠審査基準（案）」第 IV 部第 2 章 6.1.1.1 においては、土地の定着物であって、人工構造物（土木構造物を含む）であるものとされている。
- 23) 青木大也・前掲注 1) 6 頁。「改訂意匠審査基準（案）」第 IV 部第 2 章 4.2、4.3 等も参照。また、後記 VI 2 も参照。
- 24) 田村・前掲注 1) 19 頁参照。
- 25) 最判昭和 49 年 3 月 19 日民集 28 卷 2 号 308 頁 [可撓伸縮ホース] 参照。
- 26) この点については、青木大也「意匠法における物品の類似性について」論究ジュリスト 7 号（2013 年）166 頁等を参照。
- 27) 青木大也・前掲注 1) 7 頁。
- 28) 麻生・前掲注 1) 68 頁、青木大也・前掲注 1) 7 頁。なお、「改訂意匠審査基準（案）」第 IV 部

II シンボジウム

第2章6.2.3(1)では、「例えば、「住宅」、「病院」、「レストラン」、「オフィス」のように、人がその内部に入り、一定時間を過ごすという点で、用途及び機能に共通性があるものは、それらの建築物の用途及び機能は類似すると判断する」として、比較的広い範囲で共通性を認める立場を示している。

- 29) 例えば、大阪地判平成18年1月17日平成16年(ワ)14355号・大阪高判平成18年8月30日平成18年(ネ)448号[手さげかご]では、スーパー等で用いられる買い物かごの意匠が問題となった事例において、スーパー等の購買担当者を需要者と認定した。
- 30) 例えば、大阪地判平成29年5月18日平成28年(ワ)7185号・大阪高判平成29年11月9日平成29年(ネ)1627号[植木鉢]では、植木鉢の意匠が問題となった事例において、学童あるいは初等教育機関の教員を需要者と認定した。
- 31) もちろん、例えば前掲注29)[手さげかご]の発想からいけば、利用客は需要者に該当しないということになろうが、本改正の趣旨との関係をどのように考えるかが一応問題となろう。
- 32) なお、7条自体も本改正において変更されており、形式的には複数意匠一括出願が可能となった(「報告書」11頁参照)。もっとも、「複数の意匠の一括出願を認めるものの、一つの意匠ごとと一つの意匠権を発生させるという原則は維持することとし、実体審査や意匠登録については現行制度と同じく意匠ごとに行う(同上)」とされている通り、実質的には従前の一意匠一出願の原則が維持されており、内装の意匠は組物の意匠とともに、一意匠一出願の原則の例外として引き続き位置づけられるものと解される。
- 33) ただし、内装の意匠は「単なる手続上の例外というだけでなく、予め規定されていない物品等によって構成され、また単に複数物品であるとの例外性だけでなく、その配置等も意匠の要素とする等の点で、実体的にも特殊な意匠と整理されるべきものであるようにも考えられ」る(青木大也・前掲注1)7頁)。前掲注1)「空間デザインの法的保護」45頁[茶園成樹発言]も参照。また建築物の意匠を含めた空間デザインとして規定すべきと指摘するものとして、前掲注1)「空間デザインの法的保護」55頁[峯唯夫発言]。続く同[茶園成樹発言]も参照。
- 34) ただし、一意匠一出願の原則の例外であることから、2以上の物品等から成る意匠である必要があろう。青木大也・前掲注1)7頁注42参照。
- 35) 「報告書」5-6頁。川上・前掲注1)48頁も参照。
- 36) 第9回意匠制度小委員会配布資料「新たに保護対象に追加する意匠に関する審査運用等について」(2018年11月)参照。麻生・前掲注1)68頁も参照。
- 37) この点については、本改正において組物の意匠に関しても部分意匠の登録が解禁されたことにも留意する必要がある。組物の意匠に寄せて考えるのであれば、内装の意匠においても、後述する「内装全体として統一的な美感を起こさせる」ことを可能にしている箇所を部分意匠として登録させるべきであるが、これを緩やかに運用する場合には、事実上内装の意匠に係る部分意匠に制限がかからない状態になろう。この点、茶園・前掲注1)「空間デザインの法的保護」45頁

〔茶園成樹発言〕は、後述の通り「内装全体として統一的な美感を起こさせる」とする要件について緩やかに解する立場に立ちつつ、部分意匠による保護をそもそも否定する立場を示す。

38) 前掲注1)「空間デザインの法的保護」44-45頁〔茶園成樹発言〕参照。

39) 田村・前掲注1) 19頁参照。

40) なお、内装の変更途中で偶然登録意匠である内装の意匠と類似してしまうといったことも考えられるが、あくまで変更途中で一時的に類似してしまった場合には、意匠権侵害が否定される余地があろう。「製造途上にある中間加工品ないし半製品であつてそれ自体独立して経済取引の対象となっていない物品につき意匠権の侵害を論ずる余地のないことはいうまでもない」とする東京地判昭和52年2月16日無体裁集9巻1号43頁〔車輪用ナット〕を参照。

41) 前掲注1)「空間デザインの法的保護」55頁〔茶園成樹発言〕も参照。

42) 内装の意匠以外にも、内装の意匠と同様に、構成する物品等を事前に特定しにくく、また位置関係が重要となる意匠も想定されよう。

43) これに限らず、解釈次第ではあるものの、組物の意匠が存在することが、翻って一意匠の解釈を限定的なものとし、本改正やその運用の自由度を縛っているように感じられる場面が多い。

44) 「改訂意匠審査基準（案）」第Ⅳ部第4章6.2.3参照。

45) 「改訂意匠審査基準（案）」第Ⅳ部第4章6.2.1参照。

46) 麻生・前掲注1) 68頁も参照。

47) 保護対象がどの程度揃ったと言えるのかについても、（そもそも一致させることの是非も含めて）別途確認される必要があろう。この点については、理論的側面に加え、実際のニーズの有無等も確認しつつ、引き続き検討が必要であるように思われる。

48) 例えば、著作権法との関係について、大須賀滋「改正意匠法下における意匠法と著作権法の適用範囲の調整」知財ふりずむ17巻204号（2019年）1頁参照。

49) さらに言えば、米国特許意匠制度においては、無関係な意匠をまとめて登録することはできず、Single entityの要件（MPEP 1503.01）を満たす必要があるが、内装についてはそのような要件が課されていること、あるいは典型的にそれを充足していることを確認できなかった。また、欧州共同体意匠制度についても同様に、その場合Sets of articlesの要件（Guidelines for Examination of Registered Community Designs 5.2.7参照）が課されるはずであるが、内装についてはそのような要件が課されていること、あるいは典型的にそれを充足していることを確認できなかった。このことから、欧米法におけるarticle/productの概念が、日本法における物品性よりも、その粒度あるいは抽象度において、柔軟性のあるものとする余地があるように思われる。

50) この問題について、一般的には、青木大也「意匠の類似と物品の類似——知的財産権の範囲と物品等の意義」日本工業所有権法学会年報40号（2016年）19頁参照。

51) 「改訂意匠審査基準（案）」第Ⅳ部第2章6.1.1.2 (2) (b)参照。

52) ただし、「改訂意匠審査基準（案）」第Ⅳ部第2章4.2 (2)を見る限り、かなり柔軟な運用が

II シンボジウム

志向されているように見受けられる。

- 53) この点については、意匠法施行規則別表第2に、新たに「一組の建築物」を追加する形で対応することが検討されている。前掲注19) 掲載の URL にある「令和元年の意匠法改正への対応及び意匠審査基準の明確化のための意匠審査基準の改訂について」(案) 80 頁参照。
- 54) この点につき、例えば大須賀・前掲注48) 7 頁以下参照。
- 55) 東京高判平成15年5月22日平成15年(ネ)366号[コンクリート製斜面受圧板]、東京地判平成29年6月28日平成27年(ワ)24688号・知財高判平成30年2月28日平成28年(ネ)10068号等[テラレット]参照。なお、商標法との関係でも、知財高判平成30年1月15日判タ1454号91頁[くい]参照(ただし、立体商標において3条2項が問題となった事例)。
- 56) 最判平成23年12月8日民集65巻9号3275頁[北朝鮮映画]参照。
- 57) 例えば、建築物の取壊しを請求するような場合には、影響の大きさに鑑み、権利濫用の成否についても検討の対象となるかもしれない。なお、特に秘密意匠制度があることにも鑑み、青木博通・前掲注1) 86 頁は、予防的に、「建設中のビルは意匠登録出願がされていることを前提にビルの設計変更等を考える必要がある」と指摘する。
- 58) いずれも意匠審査基準ワーキンググループでの議論でも挙がっていた事項である。
- 59) 牧野利秋「意匠法の諸問題」ジュリスト1326号(2007年)84頁、水谷直樹「意匠制度の改革へ向けての今後の課題」特許研究51号(2011年)14頁、峯唯夫「『デザイン』と『意匠法』——『デザイン経営』に資する『意匠法』を考える契機として」パテント71巻12号(2018年)5頁等参照。